

北海道獣医師会狂犬病予防注射実施取扱要領

昭和 26 年 5 月 15 日 設 定
中 略
平成 15 年 4 月 1 日 一部改正
平成 25 年 4 月 1 日 一部改正
平成 25 年 12 月 13 日 一部改正

(実施の主体)

1. 狂犬病予防法第 5 条第 1 項の規定による犬の狂犬病予防注射は、公衆衛生に及ぼす影響が重大であることから会員の協力と総意に基づき、北海道獣医師会の公益目的事業としてこれを実施する。

(実施獣医師の範囲)

2. 次官通達によると、犬の狂犬病予防注射は、原則として開業獣医師が行うとされているが、北海道の特殊事情を勘案して開業獣医師の見解を民間における診療に従事する獣医師全般とし、広く会員の協力を求めることとする。

(実施獣医師の委任及び委嘱)

3. 本会は、事業実施に協力できる注射実施獣医師または実施獣医師が所属する組織の代表者に対し、予防注射等の業務を委任する。また、その組織に所属する実施獣医師に対しては注射等業務を委嘱する。

(予防注射実施班の編成)

4. 支部長は、会員の意見を尊重し、注射等の委任を受け、本事業に従事する実施獣医師及びその獣医師が所属する組織の代表者（以下、委任契約者等）をもって市町村又は支部長が定める区域ごとに狂犬病予防注射実施班を編成するとともに、そのメンバーから責任者 1 名を選任し、担当地区内の予防注射の円滑な実施に万全を期することとする。

(予防注射の時期)

5. 法の定めるところにより、4 月から 6 月までの間に 1 回実施するものとする。ただし、動物病院等における注射については、この間以外においても対応するものとする。

(予防注射の計画)

6. 支部長または実施班の責任者は、前項の実施計画 2 ヶ月前までに市町村長と充分協議の上、区域、日時、注射場所を決定するとともにワクチンの所要量を本会に報告する。

(予防注射料金)

7. 本会において実施する予防注射の料金は、行政機関と本会が協議の上決定した額とする。ただし、畜主の依頼により出張して注射する場合は、往診料を加算した額とすることが出来る。
8. 注射実施獣医師は、予防注射を行った犬の飼養者に対して注射済証に実施獣医師の記名押印したものを交付しなければならない。

(注射頭数等の報告)

9. 委任を受け、本事業に従事する実施獣医師及びその獣医師が所属する組織の代表者(以下、委任契約者等)は、予防注射を実施したときは、月毎の注射実施頭数を実施した月の翌月 10 日までに支部長に報告する。支部長はこれを取りまとめ本部へ報告するものとする。

(事業割会費)

10. 委任又は委嘱を受けた実施獣医師は、代議員会で定めた事業割会費を本会に納入するものとする。この場合において、実施獣医師が所属する組織の代表者が委任を受けているときは、当該組織を経由して納入することができる。

(注射料金の経理)

11. 委任契約者等が、飼養者から徴収した注射料金は全額を本会へ納入し、その後、理事会で定めた技術料をその委任契約者等に支払うことを基本とするが、事務の効率化のため、技術料はただちに委任契約者等に支払い、注射料金から技術料を差し引いた額を支部へ納入することとすることができる。

(ワクチンの供給と管理)

12. ワクチンは本部で一括購入する。本会は、支部の実施計画に基づき必要量(1パイアル 10 頭分とする)を支部長の指定する場所へ実施 10 日前までに到着するよう送付する。
13. 実施者および実施班の責任者は、ワクチンの適切な保管に留意するとともに、受け払い台帳を整備し、有効期限等に十分配慮して受け払いを行わなければならない。

(使用ワクチン)

14. 使用するワクチンは品質、価額、取引条件等を検討の上、購入先を決定する。

(その他)

15. 狂犬病予防法第 2 条第 1 項に定める猫その他の動物に対する狂犬病予防注射、及び海外渡航に同伴する犬、ネコに対する複数回の狂犬病予防注射についてもこの要領を準用する。
16. 大学等において研究用として飼養する犬等への予防注射についても、原則この要領を準用するが、納付する金額およびその経理等については、別途協議して定める。

(附 則)

17. 平成 15 年 2 月 26 日の第 50 回定期総会において一部改正事項は平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
平成 25 年 4 月 2 日理事会において決定した改正事項は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。ただし、第 15 項における注射料金から技術料を差し引いた額および事業割会費の納入は、平成 26 年 4 月 1 日からとする。